

オレンジ通信 Vol.②

佐々木まゆみ市議会活動レポート

2012年3月発行

発行元／仙台市議会公明党市議団 仙台市議会議員佐々木まゆみ
仙台市宮城野区幸町2-21-11 TEL022-707-7462 メールアドレス sasaki@sendai-komei.jp

「復興元年」。一人でも多くの皆様の声を実現して参ります。

春、4月。あの東日本大震災より1年が経ちました。

改めて、お亡くなりになられた皆様にご冥福をお祈り申し上げます。「復興元年」がスタートし、2月には「復興庁」もやっと発足しました。「復旧」も遅々として進んでいない現状です。

2月16日から始まりました平成24年第一回定例会におきまして、新年度予算に対する質疑が行われ、津波防災、生活復興、また、今後の仙台の都市づくり・活力づくりのため多岐にわたる意見を交わしあい3月16日終了致しました。

なんと言ってもスピード感を持って「福光」に取り組むと共に「復興」の為にこれからも一歩一歩力強く動いて参ります。

1月 宮城野区田子西地域・復興公営住宅建設予定地を視察しました。



2月 東京清瀬水再生センターを視察。

雨水と汚水を別々の下水管で集め、雨水は川へ放流し、汚水は水再生センターで処理する「分流式下水道」になっています。



3月 「東日本大震災 事業者再生支援機構」を視察。運営の概要説明を受けました。



3月 太白区緑ヶ丘の丘陵地域を視察しました。



仮設住宅環境の改善、被災者の医療費窓口負担免除制度の周知について等、質問しました。

平成24年2月24日

【質問】間もなく3月11日を迎える。復興に重要なのは、市民が一番生活に密着している仙台市としての行政の舵取りである。立ち行かない復旧の道筋を開拓させる取り組みを、勢いを持って、かつ女性ならではのきめ細かな視点で取り組むことが急がれる。市長の所見を伺う。

【答弁:市長】「ともに、前へ」との言葉を胸に、大震災の大きな痛手から立ち上がるべく、私たち仙台市民は、この1年、懸命の活動を続けてきた。市役所の持てる力を万全に発揮させ、数々の復興事業を急ピッチで進めていくことが肝要であり、組織横断的な事業推進を確保すべく、私が舵取り役として、その先頭に立つ気概を持って、被災された方々に復興を実感していただけるよう、力を尽くしていく。後に「百万人の復興」として、本市の取り組みが広く語り継がれるよう、仙台市、市役所が一丸となって地域再生を成し遂げてまいる決意だ。

【質問】公明党仙台市議団では、市内の各プレハブ仮設住宅の状況把握を含め、アンケート調査を行った。そこで、

(1)物置の設置を要望する。
 (2)お風呂の保温機能を補助する機器の購入支援について。お湯を入れた後、水温を維持することが有効な機械がある。工事不要で、コンセントをつなぎ湯船の中に置くだけ。販売価格は2~3万円弱。本市独自で早期に対応すべきと思うがどうか。

【答弁】これまででも要望してきたところであるが、国からは被害救助費の対象外との回答だった。本市としては、災害救助法に基づく整備を原則としているため、ご提案の支援は難しいものと考えている。

【質問】結露防止策について。水道凍結、窓際・かべ際の水滴にカビ。朝起きると天井につららというのが現状。早急に改善すべきであると思うがどうか。

【答弁】冬の寒さ対策として実施した、外壁への断熱材の追加や二重サッシ等の工事により、壁や窓の結露はかなり軽減されたものと考えている。一方、住宅の気密性が高まつたことにより、結露が生じることもある。施設面でのこれ以上の対応は難しいため、できる限り換気をして頂くよう、入居者の方にお願いしていく。

【質問】総務省が掲げている復興支援事業の先進事例を東松島市にたずね、「地域復興支援員」の活躍を伺う機会があった。この制度を本市でも活用すべきと思うがどうか。

【答弁】東松島市等で実施されている、「復興まちづくり推進員」は、昨年より、宮城県の緊急雇用対策事業の位置づけで実施してきたものであるが、本年1月に、総務省から同様な制度として「復興支援員」制度創設の通知があった。本市においては既に被災された方々の見守りを、民生委員や社会福祉協議会、NPO等の関連機関と連携して取り組むとともに、健康に関する相談・指導については、区役所の保健師等が対応してきたところである。ご提案の復興支援員の活用については、今後検討する。

【質問】本市の「一人ひとりの暮らしを支える 生活復興プロジェクト」の現時点における具体的な計画や、万一の際に速やかに対処できる体制作りが急がれると思うがどうか。

【答弁】従来の緊急通報機能に加え、対象者の居宅内における安否を確認する機能も持たせる他、一人暮らしの孤独感からの精神的な不安を解消する観点から、日常的な会話を24時間いつでも受けられるコールセンター機能を持たせることとしており、現在、その詳細な仕様等について検討を進めている。

なお緊急通報を行った場合は、これを受信したセンターから遅滞なく警備員を急行させるとともに、消防機関に通報するなど必要な救援活動を行うことができる体制づくりを同時に構築していくこととしている。

【質問】被災者の方々への医療機関等の窓口負担の免除期間が、2月29日から9月30日まで延長されることになった。また、高額療養費についての支援の手続きが4月1日から一部変更される。事前に保険者から「限度額適用認定書」の交付を受ける事により窓口での支払いが一定の金額にとどめられ、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなる。これらの情報が届きにくい方々への対応をどのように考えているか。

【答弁】一部負担金免除の期間延長については、取り扱いの詳細が判明後、区役所の窓口にチラシを配備するとともに、老人クラブ連合会への説明や、医師会等を通じての各医療機関への周知、さらには、復興定期便やラジオによる情報提供を行っているところである。

今後、市政だよりやホームページはもとより、今週末からはすでに免除証明書を受けられた方へダイレクトメールを発送するなど、引き続き周知に努めていく。また、国民健康保険等の高額療養費制度の仕組みの変更については、4月の診療から実施される予定で、今後、市政だよりやホームページによる広報に加え、区役所での説明や医療機関の窓口でのPRなど、丁寧に周知を図ってまいりたい。



予算特別委員会では 市営バスのサービス向上を訴えました。

3月14日の予算等審査特別委員会においては、仙台市営バスのサービス向上を取り上げ、誰もが快適で自由に、そして安心して利用できる環境づくりを目指すべきだと、強く訴えました。